



浜松市議会議長
渥美誠 殿

請 42
平成 30 年 1 月 12 日

陳情人
竹村洋治

行政区再編後の情報公開手続きの充足を求める陳情

日本国憲法 16 条及び請願法（昭和 22 年 3 月 13 日法律第 13 号）の規定に基づき、下記のとおり陳情致します。

記

1 陳情の趣旨

行政区再編に当たっては、再編後の区割り如何に拘らず、情報公開制度の利用に際し当該利用者の不利益が生じない取り扱いとするよう求める。

2 陳情の理由

- 一 浜松市における情報公開制度は、係る請求を部局としての市総務部文書行政課市政情報室が窓口として受付し、実施機関へ回付、決定後公開の実施（とりわけ閲覧）を同室か各区役所において行う取り扱いであるとの理解である。
- 二 平成 30 年 1 月 9 日の行財政改革・大都市制度調査特別委員会資料「新たな行政区、行政サービス提供体制について～持続可能な行政区、行政サービス提供体制の協議・検討～」中資料 4 にあるような行政区の再編を行った場合、区役所等の統廃合により、公開実施場所の減少等現状から劣後するような事態となり得るのであれば、『専門知識を有する職員を集約することにより、行政サービスの質の維持向上を図ることができます。』（傍点は陳情人）との点は充足できないし、情報公開制度の利便性を著しく喪失させ、制度自体を破却することにもなり兼ねない。
- 三 また、浜松市は公文書館を有していないところ、係る再編に伴い公文書が散逸する等公文書の継続的な管理に齟齬が生じることの無いよう具体的な措置により万全が期されるべきである。
- 四 よって、当該再編に当たり、情報公開制度について少なくとも現状維持がされるであり、趣旨のとおり陳情する。

3 陳情人

氏名 竹村洋規 

住所 郵便番号 
静岡県浜松市 


電話 

Email 

以上



請 42 補
令和 5 年 6 月 4 日

浜松市議会議長
戸田誠 殿

陳情人
竹村洋治

「行政区再編後の情報公開手続きの充足を求める陳情」
を補足する件

平成 30 年 1 月 12 日付けで提出した標記陳情（請 4 2）について、次のとおり補足する。

- 1 『陳情の理由』に記載したもののほか、浜松市における情報公開制度においては、浜松市情報公開事務取扱要綱（平成 9 年 1 月 16 日制定。以下「情公要綱」という。）により、市総務部文書行政課市政情報室に加え、各区役所区振興課（中区役所区振興課除く。）等に市政情報コーナーが設置され、中区役所区振興課及び各市政情報コーナーにおいて、公文書の公開に関する事務、情報提供に関する事務及び審査請求に関する事務を行うこととされている。
- 2 浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例（以下「区再編条例」という。）及び浜松市協働センター条例の一部を改正する条例の施行に伴い、行政センターとなる東、西、南、北各区役所においては、当然区振興課が廃止となるから、現状のままであれば、市政情報コーナーについても廃止されることとなる。
- 3 区再編条例の委員会審査においても委員から発言のあったとおり、「規則とか要綱とかは議決権がないものですから、議会で否決とかそういうことができない」のであるから、『陳情の理由』に引用した資料にもあるように、情公要綱の所要の改正を始めとする『行政サービスの質の維持向上を図』る措置が講じられるよう、本件陳情の趣旨のとおり、議会において市長部局に対し所要の措置を求めるべきである。

以上